

第3回太子町立龍田小学校特色ある学校づくり検討委員会【協議記録】

- 1 日 時 令和7年12月23日(火) 15時00分～16時30分
- 2 場 所 太子町役場 行政棟3階ホール
- 3 委員名簿 太子町立龍田小学校特色ある学校づくり検討委員会委員(10人) ※50音順・敬称略
 會田 利香 (太子町立幼稚園代表・太子町立石海幼稚園長)
 朝生 有恒 (龍田地区連合自治会長・龍田地区育成協議会長)
 ○大西 一夫 (太子町立太子東中学校長)
 久保田直也 (太子町PTA連絡協議会長・太子町立太子東中学校PTA会長)
 栗岡 伸弥 (太子町立龍田小学校PTA会長)
 田窪 大 (太子町青少年育成協議会長・龍田地区子ども会連絡協議会長)
 中園 結依 (太子町PTA連絡協議会副会長・太子町立石海幼稚園PTA会長)
 ◎長谷 浩也 (姫路大学教育学部 教授)
 圓田 元彦 (太子町立龍田小学校長)
 守谷 尚子 (太子町立龍田小学校 主幹教諭)

【◎委員長 ○副委員長】

- 4 出席者 委員9人(欠席:田窪委員)
 事務局4人 糸井香代子(太子町教育長)
 福井 照子(太子町教育委員会 教育次長)
 改野 学由(太子町教育委員会 管理課長)
 三宅 優一(太子町教育委員会 管理課副課長兼指導主事)
- 5 議 事 (1) 開 会
 (2) あいさつ(教育長)
 (3) 報告・説明事項
 ・経過報告(第2回検討委員会以降)
 ・特色ある教育内容について
 ・各学年(学級)の適正人数等について
 ・転入学の条件および確認事項について
 ・今後の予定について
 (4) 協議(意見交換)
 (5) 次回(第4回検討委員会)の予定の確認
 (6) 閉 会

6 協議内容【議長：委員長】

発言者	内 容
委員長	<p>まず事務局から経過報告と特色ある教育内容について、報告と説明をお願いします。それを受けて、協議したいと思います。</p>
事務局	<p>「経過報告」「特色ある教育内容」について報告・説明</p>
委員長	<p>事務局ありがとうございました。</p> <p>特色ある教育内容については、アンケートで保護者の意見を聞いたり、それに基づいて検討委員会で丁寧に議論したりしてきました。ここでは、それを整理し、特色ある教育として「英語教育」「体験学習」「地域資源の活用」「放課後学習支援」などを進めていくということで、この観点にずれがないかを確認したいと思います。ご意見があればお願いします。</p>
委員	<p>英語教育について、来年度から小学生向けの英語検定6級や7級が始まります。7級が中学年に対応していて、6級は高学年から中学校入門期に対応していると聞いています。こういった検定を目標にして取り組むと、子どもたちも意欲をもって学べるのではないかと思います。</p> <p>また、体験学習については、地域の方の協力により、来年度から「米作り」を再開する予定です。地域資源である陸上競技場についても、上手く活用できればよいと思います。100m走やハードル走、1500m走や走り幅跳びなど、いろいろな競技ができる素晴らしい施設だと思います。ここでしかできない種目もあるので、龍田小学校の特色ある教育の中で取り組むことができればよいと思います。</p> <p>サマーフェスティバルについても準備等を共に進めると、この行事に対する地域の思いも伝わってきます。地域や育成協議会と連携した取組は龍田小学校の強みだと思いますので、今後も継続して取り組むことができればよいと思います。</p> <p>最後に、水泳の指導委託を進めて、専門の方に教えてもらうのもよいと思います。</p>
委員長	<p>水泳の指導委託については、予算面もあるので、教育委員会で検討や調整が必要だと思いますが、事務局どうでしょうか。</p>
事務局	<p>今後、そのような要望があれば検討していきます。</p>
委員	<p>特色ある教育の内容について、検討委員会で細かな手段やカリキュラムまで決めることは難しいと思います。やはり当該校の先生方の考えや意見を大切にする必要があると思います。龍田小学校として、「こういう学校にしたい」「こういう子どもたちを育てたい」というねらいや意識を共有化し、その上で具体的な取組内容や教育課程の編成ができればよいと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>私見も含まれるかもしれませんが、本委員会はあくまで提言を行う場であり、具体的なカリキュラム編成は龍田小学校が主体となって進めるべきだと考えます。その際、いろいろな手段を場当たりに組み合わせるような「一貫性の欠如」は避けるべきです。「なぜ小規模特認校にするのか」「どのような願いを込め、検討委員会で何を検討してきたのか」という原点を忘れてはいけません。学校と太子町が理念を共有し、予算面の裏付けも得ながら、教職員が一丸となってカリキュラムを編成していく。その際、各施策(点)をねらいに照らして確かな取組へと磨き上げ(大きな点へ)、それらをつなげて線とし、さらに面へと広げていく。こうしたプロセスを経て、令和8年度の試行、令和9年度の本格実施、そしてその後の継続的なブラッシュアップへとつなげていく形が理想的だと考えます。</p> <p>本委員会の任期は2年ですが、先ほど委員からも意見があった通り、龍田小学校の校内にも委員会を設置することが必要であると考えます。もちろん、組織のあり方を最終的に決定するのは本委員会ではありませんが、実際の立ち上げに向けてどのような展望をお持ちでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>この検討委員会には、龍田小学校からも委員として参加していますが、現在、検討内容の共有を進めているところです。学校全体の動きとしては、全職員に対してアンケートを実施し、「どんな学校にしたいか」「どんな学校なら子どもを通わせたいか」という意見を吸い上げました。その結果、本委員会での検討内容と概ね合致する方向性が確認できています。また、放課後の活動と学校教育の両面を並行して進める必要性についても、全職員で認識を共有しています。ただ、本委員会に対して具体的に何を提案するかという踏み込んだ議論には至っていないのが現状です。</p>
<p>委員長</p>	<p>今後は、本委員会と龍田小学校内の委員会が、互いに歩調を合わせていく必要があると思います。来年度からは学校側から具体的な提案が示されることが想定されますが、その案を最大限尊重しつつ、理念や目標を改めて確認した上で「こうすればさらに良くなるのでは」という視点で意見を出し合い、より良いものへ磨き上げていく。そのような、建設的なフィードバックができる連携の仕組み(建て付け)を整える必要があるのかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>現時点で職員にどの程度の情報を伝えてよいかということもありますが、例えば英語教育の活用例などは、既に龍田小学校で取り組んでいる内容も含まれています。体験学習についても、全く新しいことを始めるのではなく、今ある取組の形を整え、枠組みを広げていくような進め方が望ましいのではないかと感じています。</p>
<p>委員長</p>	<p>先生方が笑顔で「やってみたい」と思えるような前向きな姿勢こそが、子どもたちや地域住民にも好影響を与えるはずです。逆に、現場が「やらされている」という感覚に陥ってしまうと、この検討委員会や小規模特認校制度そのものの意義が失われかねません。本委員会では現在、概略を整えている段階ですが、今後は学校とのさらなる折衝や意見交換の機会が必要だと感じており、これが次なる課題になる</p>

	<p>と認識しています。</p> <p>それでは続いて、適正人数や転入学の条件等についての協議に移ります。</p>
委員長	<p>まず、適正人数について協議したいと思います。事務局からは、小規模校ならではのメリットを生かしつつ特色ある教育を進めるための学級人数について、県の学級編制基準の50%程度で提案されています。これについてどうでしょうか。</p>
委員	<p>これは各学年1クラスで運営するということでしょうか。例えば1学年35人を、20人弱ずつの2クラスで編制すれば、他の学校よりは1クラスあたりの人数が少なくなると思います。</p>
事務局	<p>県の基準により35人までは1クラスの編制になります。例えば36人など、35人を超えると2クラスに分かれます。35人を超えない限り1クラスの編制です。ただ、制度利用で他地区からたくさんの転入学希望があり、1学年35人を超えるような場合は、検討が必要だと考えます。ただ、ないとは思いますが、全学年2クラスになるようなことがあれば、今度は教室が足りなくなってくる。</p>
委員長	<p>小規模特認校として検討を進めているので、1学級の人数を県の学級編制基準である35人まで受け入れるとなると、小規模校としてのメリットや特色を生かしきれない可能性もあります。そういったことも考え、1学級あたりの人数を50%程度に設定してはどうかという意味かと思います。</p>
委員	<p>県の学級編制基準や小規模校として推進していくという方向性は理解しました。50%程度でよいと思います。</p>
委員長	<p>それでは、各学級の定員は兵庫県の学級編制基準の「50%程度」ということでよいでしょうか。</p>
各委員	<p>それでよいです。</p>
委員長	<p>それでは次に、転入学希望者の選考等をどうするかについても話したいと思います。まず、受入れ可能数を超える転入学希望がある場合の選考方法についてですが、この場合には「抽選」という提案がありました。どうでしょうか。</p>
委員	<p>各学年の定員を「50%程度」とすると、抽選をする際に、何人を受け入れるのか曖昧になるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>定員を「50%程度」としているので、各学年17人か18人になると思いますが、例えば希望者を合わせて19人や20人となった場合、「程度」にしていることで受け入れ可能とすることができると考えます。龍田小学校で学びたいと願うご家庭の意向は最大限尊重したいと考えており、基準をわずかに上回る場合であっても、柔軟に受け入れられる体制を整えておきたいと考えています。</p> <p>また、きょうだいで転入学が発生する場合などを考慮して、受け入れ枠にはあ</p>

	る程度の余裕を持たせておくのがよいと判断しています。
委員	特別支援学級の県の学級編制基準は8人だと思えます。この場合、「50%程度の定員」となると4人かなと思えますが、特別支援学級の場合はどうですか。
事務局	特別支援学級において児童数が5名となった場合、充足率は62.5%に達します。これは基準とする「50%程度」を大きく上回る数値となるため、定員設定としては少々高すぎると判断しています。
委員長	それでは、「50%程度」ということで、選考方法は「抽選」ということでよろしいでしょうか。
各委員	それでよいと思えます。
委員長	では、きょうだいで転入学を希望される際、いずれかの学年で受け入れ可能数を超過しているケースも想定されます。その場合、先程の「程度」という解釈を適用して柔軟に対応できることもあります。定員数を大きく超過しているなど、どうしても受け入れが困難な局面も起こり得ます。その際は、最終的に「きょうだい別々の学校に通うか、あるいは転入学自体を断念するか」という判断を保護者に委ねることになると思えますが、その認識や基準でよろしいでしょうか。
委員	龍田小学校に見学に来られたご家庭からは、「下の子がいずれ就学する際、上の子と同じように確実に入学できるという保証があるのだろうか」という不安の声が聞かれました。親の立場としては、きょうだいで異なる学校に通うことは避けたいと考えるのが当然だと思えますが、こうした将来的な入学の確証についてはどうでしょうか。
委員長	本件は非常に難しい課題をはらんでいます。他校の事例では、制度開始時は校区外から受け入れていたものの、校区内の児童数が増えたことにより校区外受け入れができなくなったケースもあります。もちろん、校区内の児童を優先的に受け入れることが大前提ですが、校区内・校区外いずれの希望者が増えた場合でも混乱が生じないよう、一定の基準を設けておく必要があると思えます。その際、先ほど議論に上がった「程度」という言葉の範囲内で柔軟に対応しながら運用することになるのかなと思えます。事務局どうでしょうか。
事務局	きょうだいを一緒に学校に通わせたいという保護者の思いには、事務局としても最大限寄り添いたいと考えています。ただ、数年後の状況を確約することは制度上難しいため、現段階で一律に保証することは差し控えさせていただきます。あくまで「程度」という基準の範囲内で、個別の事情を汲み取りながら、柔軟かつ誠実に対応していきたいと考えます。
委員長	「程度」の中で柔軟かつ誠実に対応をお願いします。 では、次に、定員を超えた学年（学級）に龍田地区の児童が転入学（入級）を希

	望する場合ですが、これは受け入れるということですのでよいですね。
各委員	それでよいです。
委員長	次に、学級の新設（増設）に関する考え方です。これは当然、校区外からの希望者数を見込んで計画することはできません。学級編制はあくまで校区内に居住する児童数に基づいて計画されるべきものです。校区外からの受け入れについては、校区内の児童による現行の学級編制の枠内で行うことが原則であると考えますが、それでよいですか。
各委員	それでよいです。
委員長	では次に、転入学の条件および確認事項についてです。まず登下校の方法ですが、これは検討委員会でも検討した内容です。「登下校は保護者の責任と負担において行い、保護者の送迎を原則とする。」でよいでしょうか。
各委員	それでよいと思います。
委員長	続いて、転入学の時期や在学期間についてですが、「転入学時期は、原則毎年4月1日とする。」「在学期間は、1年以上の通年通学とし、卒業までを原則とする。」で問題はないでしょうか。
各委員	それでよいと思います。
委員長	次に、保護者の協力についてですが、「龍田小学校の教育方針及びPTA活動の趣旨等を理解した上で協力する。」「保護者は、児童が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保、生活指導などに対して特に配慮する。」でどうでしょうか。やはり制度を適用して転入学された家庭にもPTA活動等に協力していただく必要があると思いますが、いかがですか。
各委員	よいと思います。
委員長	続いて、卒業後の進路についてですが、これも検討委員会の中で議論した内容だと思います。「卒業後は、原則居住地に基づく校区の中学校が指定学校となるが、龍田小学校が属する校区の中学校へ進学することもできる。」といった内容でどうでしょうか。
各委員	それでよいです。
委員長	次ですが、いろいろな事由が発生する場合がありますので、「龍田小学校長は、保護者及び児童と面談の上、転入学の条件を満たしているか、保護者及び児童の意思がこの制度の趣旨に添ったものかを確認し、特認校への転入学が適切か等を判断したうえで、太子町教育委員会と協議して転入学可否の判断を行う。」「転入学許可後に、申請内容及び面談内容に事実と異なる事項が認められたとき、または、この制度の趣旨に添わない事由が生じ支障があると教育委員会が認めたときは、この転

	入学を取り消すことがある。」といった内容も定めておいた方がよいと思います。いかがでしょうか。
各委員	よいと思います。
委員長	<p>龍田小学校の先生方からも様々な意見が出てくるかと思いますが、必要に応じて当委員会でも再度協議していければと考えています。また、この制度を利用する家庭については、校区外からの通学となる点を踏まえ、「怪我や体調不良などの緊急時には保護者が責任を持って迎えに来る」というルールを改めて周知・徹底しておく必要があると思います。</p> <p>現時点では、全体として必要な事項は概ね網羅されていると判断しますので、この内容で進めていただければと思います。</p>
委員長	今後の予定も含め、全体を通して何か質問や意見はありませんか。
委員	今後の希望者面談についてですが、これは校長が面談をするのですか。教育委員会も一緒に面談をするのですか。
事務局	今後調整をしますが、基本的には校長と教育委員会で面談を実施する予定です。
委員長	熱心な議論をありがとうございました。